

那須塩原市農業委員会

第2回総会議事録

令和8年8月25日(火)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和8年8月25日（火）午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：20名

会長	16	加藤 拓央	委員	10	辻野 岩男
会長職務代理者	9	金田 廣衛	〃	11	菊地 瞳
委員	1	岡本 利江	〃	12	斎藤 栄
〃	2	室井 勝明	〃	13	八木沢 正宏
〃	3	木下 久雄	〃	14	秋元 誠
〃	4	大塚 誠	〃	15	月井 喜美郎
〃	5	神藤 芳定	〃	17	一戸 養子
〃	6	市川 一男	〃	18	菊地 寿行
〃	7	池沢 章洋	〃	19	渡邊 博典
〃	8	白井 通	〃	20	室井 孝美

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号1番 岡本 利江委員、2番 室井 勝明委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について(編入関係)
- 4) 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)
- 5) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 6) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 7) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	福田 博昭	主任	君島 瑞季
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	松本 里津子		

8. 傍聴人 なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第2回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、おりません。 在任委員20名、出席委員20名、全員出席しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号1番 岡本 利江委員と、2番 室井 勝明委員を指名いたします。それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。
金田 廣衛委員	議案第1号、番号1番について報告します。 農地を売買する申請です 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、8月18日、午後3時50分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、三区町自治公民館より南へ150メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人が農業を辞めることになり、農地を使ってくれる農家を探していたところ、隣接する農地の所有者が譲受人であったことから話が進み、今回の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、和牛の親牛47頭、子牛30頭の飼育と水稻7ヘクタール、牧草14ヘクタールの作付けです。 申請地の耕作予定は、牧草を作付けします。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
木下 久雄委員	番号1番及び2番について、木下 久雄委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 賃貸借により、資材置場として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、厚崎公民館より東へ約800メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は上厚崎地内の公共下水道工事を行う際に、工事箇所の近郊に資材置場、仮設駐車場を設置し、工事を円滑に遂行するための一時転用申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地を資材置場とする内容となっています。 取水排水はなく、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に鉄板を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 なお、転用に先立ち、令和8年7月13日から公共工事により農地を利用する旨の農地一時使用届が提出されております。 現地調査は、8月21日、午前11時30分頃に行いました。

木下 久雄委員	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 議案第2号、番号2番について報告します。 売買により、宅地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原警察署より北西へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、小・中学校や商業施設が近くにあり、また、交通の利便性も良く、住環境に恵まれ、一般住宅用地として最適であることから申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲を造成する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は自然地下浸透にて処理します。 周囲にブロック・フェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、8月21日、午前11時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
白井 通委員	番号3番及び4番について、白井 通委員の報告を求めます。 議案第2号、番号3番について報告します。 売買によりアパートとして転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR西那須野駅より南へ約400メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地周辺は住宅化が進行しており、JR西那須野駅に近く、また、小・中学校や商業施設が近くにあり、通勤、通学に便利な場所で、今後も住宅需要が見込めること。申請人がアパート建築の用地を探していたところ、譲渡人が相続したものの、耕作困難となっている申請地の売買に至り、今回の申請になりました。 なお、譲受人は、昭和50年頃から石を置き、砂利を敷いてしまいました。今後このような事が無いように農地法を遵守いたしますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲にブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、8月20日、午前9時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
白井 通委員	続きまして、議案第2号、番号4番について報告します。 売買によりアパートとして転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。

議長

申請地は、那須塩原市立三島中学校より南東へ約0.7キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、譲受人は、アパート経営をしており、市内でアパート建築用地を探していたところ、農地で耕作及び管理が困難になった当該申請地について譲渡人から理解が得られたため本申請に至りました。
なお、譲渡人より、平成28年頃から樹木や石を設置してしまいました。今後このような事が無いように農地法を遵守いたしますとする始末書が添付されております。
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。
上下水は市の施設を利用し、雨水排水は宅地内浸透にて処理します。
周囲にブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。
現地調査は、8月20日、午前10時30分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、岡本 利江委員の報告を求めます。

岡本 利江委員

議案第2号、番号5番について報告します。

使用貸借により、畜舎、堆肥舎、飼料庫として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約990メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲渡人は、那須塩原市青木地内において、乳牛150頭規模の酪農経営をしており、乳牛の自家育成が順調になり、現在の建物では過密になり、畜舎、堆肥舎、飼料庫の建築を計画しました。そこで、県農業振興公社の畜産担い手育成総合整備事業に参加し、これらの建物を整備することによって、酪農経営の安定化を図るため、計画実施に必要な面積を申請しました。

申請地の立地状況は、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地となります。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものであるため立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地で、畜舎、堆肥舎、飼料庫を建築する内容となっています。

雨水排水は地下浸透処理とします。

申請地は、平坦であるため土砂及び雨水の流出はありません。

なお、転用に先立ち農振用途区分変更が完了しております。

現地調査は、8月21日、午前10時5分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

番号5番について、事務局から補足願います。

松本農地係長

番号5番について補足します。

本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日と同日となります。以上です。

議長

報告が終わりました。

番号5番について、質疑、御意見はございますか。

秋元 誠委員	《特に意見なし》 無いようですので、岡本 利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。 番号６番について、秋元 誠委員の報告を求めます。 議案第２号、番号６番について報告します。 売買により、貸家として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、二つ室自治公民館より東へ約１.２キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、不動産業を営んでおり、今回、ＪＲ西那須野駅や小・中学校、スーパー、薬局等に近く、通勤、通学に便利で、住宅需要の高い土地を探していたところ、申請地について土地所有者の了解が得られたため、本申請に至ったということです。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上の区域内にあるので第１種農地となります。 本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に貸家６棟を建築する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は宅地内浸透にて処理します。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 なお、転用に先立ち、農振除外も完了しています。 現地調査は、８月２０日、午前９時３５分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 議長 報告が終わりました。 番号６番について、質疑、御意見はございますか。
市川 一男委員	《特に意見なし》 無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。 番号７番及び８番について、市川 一男委員の報告を求めます。 議案第２号、番号７番について報告します。 売買により、宅地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、ＪＲ那須塩原駅より西へ約７００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、駅や小・中学校、病院、スーパーも近く、宅地として効率的であるためです。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲を造成する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に土堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、８月２１日、午前１１時１０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
市川 一男委員	続きまして、議案第２号、番号８番について報告します。 売買により、一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、ＪＲ那須塩原駅より南へ約７００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在アパートに住んでいるが、将来のため、自身の家を建てたいと思いました。申請地は、駅や幹線道路も近く、交通の便も良く、近くに病院、スーパー等もあり、住居として最適です。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地である

	ため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、８月２１日、午前１１時１５分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号７番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、市川 一男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号７番については許可することに決しました。 次に、番号８番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、市川 一男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号８番については許可することに決しました。 次に、議案第３号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題といたします。
岡本 利江委員	番号１番について、岡本 利江委員の報告を求めます。 議案第３号、番号１番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は、農用地区域への編入です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約７９０メートルに位置しています。 現地調査は、８月２１日、午前１０時３０分頃に行いました。 申請人は、農地の保全のため、農用地に編入したいとのことです。 申請人の経営状況は、申請人は、現在県外に住んでおり、この土地を令和５年に相続により取得し、今の耕作者に貸し付けています。現在耕作者は、水稻１ヘクタール、飼料作物０.９ヘクタール、自家用野菜９.９１アールを作付けしています。 申請地の利用予定としては、農振農用地の範囲内であるため、今後農地を維持管理を行い、農地を活用していきたいとのことです。また、那須疎水土地改良区に編入する事での問題はないということも確認しております。 調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。 地元調査員及び調査班としては 変更相当として、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本 利江委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号１番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第４号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。
一戸 養子委員	番号１番及び２番について、一戸 養子委員の報告を求めます。 議案第４号、番号１番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は、農用地区域からの除外です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立西那須野中学校より南東へ約６００メートルに位置していま

一戸 養子委員

議長

菊地 瞳委員
議長
金田 廣衛委員

す。

除外を必要とする理由は、申請人は、不動産業を営んでおります。国道400号、大田原、西那須野バイパスの沿線エリアにおいては、市民生活の利便性に應えるための店舗用地が不足している状況があり地域経済を活性化するためにも、除外が必要です。申請地は、店舗経営を継続するために必要である広大な駐車場を確保できる6,000平方メートル以上の連続した平坦地で集客も見込める立地条件となっており、除外の申し出になりました。

現地調査は、8月20日、午前9時20分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

続きまして、議案第4号、番号2番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立西小学校より南へ約1.5キロメートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申し出人は、平成6年に、父名義の土地に住宅を建築し、居住しておりますが、令和2年に父が亡くなり、相続の手続きを進める過程において、自宅敷地として認識していた申出地が、農地であると判明しました。申出地には、既に塀が建っており、今回30平方メートルの敷地拡張として除外の申し出に至りました。

現地調査は、8月20日、午前9時55分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、一戸 養子委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、一戸 養子委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第4号、番号3番について、本件については、菊地 瞳委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当しますので、菊地 瞳委員の退室を求めます。

＜退室＞

番号3番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

議案第4号、番号3番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、西岩崎集落センターより南南西へ600メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申請地は、申請人の現存する産業廃棄物最終処分場に隣接しており、周りも山林に囲まれております。また、現在は、牧草を作付けしておりますが、その代替地も使わせてもらえるとの条件付きにより、今回の申請に至ったとのことです。

現地調査は、8月21日、午前9時25分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

議長	地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。
	番号３番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、金田 廣衛委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号３番については、変更相当 として市長へ回答いたします。
菊地 瞳委員	ここで、菊地 瞳委員の入室を求めます。
議長	<入室>
	菊地 瞳委員に申し上げます。
	議案第４号、番号３番については、原案のとおり決定しました。
大塚 誠委員	次に、番号４番について、大塚 誠委員の報告を求めます。
	議案第４号、番号４番について報告します。
	農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
	変更の目的は、農用地区域からの除外です。
	申出内容は、議案書記載のとおりです。
	申出地は、那須塩原市立西小学校より西へ約７００メートルに位置しています。
	除外を必要とする理由は、申請人は、解体工事現場における収集運搬事業等を行っているが、今後自社製品である再生砕石等の運搬業務を一貫して行うため、運搬用のトラックを順次導入配備していく計画である。現在の事業用地では、事業拡大に伴う駐車スペースを確保することが困難であるため、本計画地を新たな大型車両等の置き場及び作業場として整備する計画を申請するものです。
	現地調査は、８月２０日、午前１０時５分頃に行いました。
	調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。
議長	地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。 報告が終わりました。
	番号４番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、大塚 誠委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め番号４番については、変更相当として市長へ回答いたします。
	次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
松本農地係長	事務局の説明を求めます。
	議案第５号について、説明します。
	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成するとなっていることから協議があったものです。
	議案書１０ページから２５ページまでが「中間管理設定関係」の案件で７８件、合計面積が４４４，１５６平方メートルとなります。
	調査を担当されました農地利利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。
	このことについて、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、議案第５号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。
	次に、報告第１号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。

松本農地係長	報告第1号会長専決処分の報告について説明いたします。 議案書26ページをご覧ください。 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の答申があったものについて、7月中に会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が2件で、都市計画法の許可日と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》
議長	意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。 次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	議案書の27ページをご覧ください。 報告第2号農地法第3条の3による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。 この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。 7月の届出の状況につきまして御報告するものです。 7月は相続等を原因とした権利移動の届出を7件受理いたしました。 いずれも相続等後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。 以上で全ての議事が終了いたしました。 慎重にご審議いただき ありがとうございます。 これをもって、那須塩原市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1 番

議席番号

2 番
